

有料スクール会員規約

(板橋区立体育施設 指定管理者 東京ドームグループ自主事業)

第1条 (趣旨)

本規約は、東京ドームグループ自主事業有料スクール（以下「本スクール」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。

第2条 (所在地)

本スクール事務所は、東京都板橋区桜川1丁目3番1号 上板橋体育館内に置く。

第3条 (管理・運営)

本スクールは板橋区立体育施設指定管理者である東京ドームグループ（以下「指定管理者」という。）が管理・運営にあたるものとする。

第4条 (目的)

本スクールは、各種スポーツに関する正しい理解と関心を深めるため、専任講師による指導を行い、スクールを通じて健全な心身の育成と会員相互の親睦を図るとともに、スポーツの発展に寄与するものとする。

第5条 (入会資格)

本スクールに入会を希望するものは、次の要件を備えていなければならない。

1. 本スクールの目的に賛同し、本規約、および各クラスで定める基準に該当していること。
2. 暴力団等反社会的勢力に属していない、及び関与していないこと。

第6条 (入会手続き)

1. 本スクールに入会を希望するものは、所定の手続きに従い申し込むものとする。
なお、申込書の記載内容に虚偽が認められた場合は、会員資格の停止、除名、またはその他必要な処分をすることがある。
2. 入会希望者が同意している場合、ご家族による代理手続きを認めるものとする。

第7条 (会費等)

1. 本スクールは月会費制となっており、別途定める額の会費を該当月の前月末日までに納入するものとする。
2. 月途中入会が認められたスクールについては、残回数分を初月度の会費として、入会手続き時に支払うものとする。
3. 一旦納入した会費は、指定管理者が認めた場合を除き返還しない。

4. 月会費は社会、および経済情勢の変動により、会員へ事前告知のうえ改定する場合があり得る。

第8条（遵守事項）

1. 会員はスクール秩序を維持し、施設利用方法を厳守するとともに、講師、指定管理者の指示に従うものとする。
2. 会員は常に自己の体調を管理し、講師、指定管理者の指示に従うとともに、レッスン中に異常があると感じた場合は、直ちに講師、指定管理者にその旨を申し出ること。

第9条（施設利用）

中学生以上のスクール会員は、スクール開催日のレッスン前後各30分間、一般公開中の室場に限り、スクールレッスンに向けた準備運動、整理運動を目的としてトレーニングルーム、または室内プールを利用することができる。利用時は会員証を提示するものとする。

第10条（欠席）

1. 会員の自己都合でレッスンを欠席した場合、会員からの申し出があれば欠席1回につき、施設利用券を1枚進呈するものとする。
2. 施設利用券の受け渡しは会員本人、またはご家族のみとし、受け渡し期間は欠席日翌日から欠席日の翌月最終営業日までとする。

第11条（各種変更手続き）

1. 氏名、住所、本人および緊急時連絡先、健康状態など入会申込書の記載事項に変更が生じた場合、上板橋体育館フロントにて変更届出用紙を提出するものとする。
2. 変更希望者が未成年の場合に限り、ご家族による代理手続きを認める。

第12条（休会）

1. 休会とは、スクールに在席したまま月単位でスクールを欠席できる制度であり、本スクールの休会を希望する場合、休会希望月の前月最終営業日までに上板橋体育館フロントにて休会届出用紙を提出するものとする。
2. 休会は年度内（4月1日～3月31日までの12ヶ月間）で合計3ヶ月間までとする。
3. 休会期間中に会費は発生しないが、休会期間終了後は自動復会となり会費が発生するものとする。なお、年度内に合計3ヶ月以内であれば一度申請した休会期間を延長することができるが、休会期間終了日までに上板橋体育館フロントにて休会届出用紙を提出する必要がある。
4. 申請済みの休会期間を短縮する場合、月単位であれば短縮することができる。その際は上板橋体育館フロントにて短縮月数分の会費を支払うものとする。
5. 休会希望者が未成年、または来館できない事情がある場合に限り、ご家族による代理手続きを認めるものとする。

第 13 条（退会）

1. 本スクールを退会される場合、退会希望月の最終営業日（10 月末をもってスクールを退会する場合は 10 月 31 日）までに上板橋体育館フロントにて退会届出用紙を提出するものとする。
ただし、未払い分の会費がある場合は納入確認後に受理となる。
2. 退会希望者が未成年、または来館できない事情がある場合に限り、ご家族による代理手続きを認めるものとする。

第 14 条（除名）

指定管理者は会員が次の各号に該当すると認めた場合、会員資格を一時、または永久に剥奪することができるものとする。

1. 本規約、およびその他指定管理者が定める規則に違反したとき
2. スクール、指定管理者、他の会員、会員関係者、及び他の施設利用者の名誉を傷つける、または秩序を乱したとき
3. 施設を故意に破損したとき
4. 暴力団等反社会的勢力に属している、または関与していることが判明したとき

第 15 条（会員資格喪失）

会員が次の各号に該当した場合、会員資格を喪失するものとする。

1. 本スクールを退会、または除名されたとき
2. 規定の月会費の支払いを 2 ヶ月間連続で怠ったとき
ただし規約により会員資格を失った場合でも会費未払い分の支払い義務は継続となる。

第 16 条（休講）

天災、館内整備・補修、その他指定管理者、担当講師の都合によりやむを得ず臨時に休講する場合、休講が決定した時点で会員に告知するものとする。

第 17 条（閉鎖）

各スクールの在籍者数が連続して 3 ヶ月以上 5 名以下になった場合、当該スクールを閉鎖することができる。

第 18 条（事故等の責任）

1. 指定管理者は、レッスン会場内における安全管理には万全を期するものとするが、会員が第 8 条に定める遵守事項に違反した場合には、万一死亡事故、傷害、およびその他の事故が発生したとしても、損害賠償、その他一切の責任を負わないものとする。
2. 会員が第 18 条の 1 で定められた事項を遵守していた場合に生じた事故であっても、講師、及び指定管理者に過失があると認められない限り、第 18 条の 1 同様に一切の責任を負わないものとする。

第 19 条（紛失・盗難等）

会員がスクール、および当施設の利用に際して生じた紛失・盗難については、当指定管理者は一切損害賠償・補償等の責を負わず、会員は当施設に設置されている更衣ロッカー、およびフリーボックス（貴重品ロッカー）等を会員自身の責任と負担により使用するものとする。

第 20 条（個人情報の取り扱い）

1. 本スクールにおいて知り得た会員の個人情報は、株式会社東京ドームスポーツが定めるプライバシーポリシーに基づき、厳正に取り扱うものとする。
2. 会員の生命にかかわる緊急事態を除き、会員本人の同意なしに個人情報を第三者に提供しないものとする。

第 21 条（肖像権）

本スクールは会員同意のうえ、レッスン、およびイベント等で撮影された画像をホームページ、および各種告知媒体で使用する場合があります、その際の肖像権使用料金は無償とする。

第 22 条（改定）

1. 指定管理者は必要に応じて本規約を改定することができ、その効力は全ての会員に及ぶものとする。
2. 指定管理者は規約の改定に際して、事前に会員へ告知するものとする。

第 23 条（発効）

本規約は 2021 年 4 月 1 日より発効するものとする。

板橋区立体育施設 指定管理者
東京ドームグループ